

# 山梨県公報

第二千三百三十四号

平成二十五年

七月一日

月 曜 日

## 目次

○換地計画の決定……………	四四三
○道路の区域変更(二件)……………	四四三
○急傾斜地崩壊危険区域の指定(二件)……………	四四四
○収納代理金融機関の指定の一部改正……………	四四五
公 告	
○特定非営利活動法人の定款変更の認証申請……………	四四五
○指定施設要件変更保安林の所在不分明通知(五件)……………	四四五
○国土調査の成果の認証……………	四四八
○甲府都市計画道路事業の施行について……………	四四八
正 誤	
○平成二十五年三月二十九日付号外第二十二号中……………	四四九

## 告 示

### 山梨県告示第二百二十四号

土地改良法(昭和二十四年法律第九十五号)第八十九条の二第一項の規定により、県営畑地帯総合整備事業(笛吹川左岸地区永井工区)の換地計画を定めたので、次のとおり関係書類を縦覧に供する。

なお、この公告に係る決定に対して異議があるときは、これを申し立てることができる。

平成二十五年七月一日

山梨県知事 横 内 正 明

### 一 縦覧書類

換地計画書の写し

### 二 縦覧期間

平成二十五年七月二日から平成二十五年七月三十日まで

### 三 縦覧場所

笛吹市役所

### 四 異議申立期間

平成二十五年七月三十一日から同年八月十四日まで

### 山梨県告示第二百二十五号

道路法(昭和二十七年法律第八十号)第十八条第一項の規定により、次のとおり道路の区域を変更する。その関係図面は、山梨県県土整備部道路管理課及び富士・東部建設事務所(吉田支所を除く。)において、この告示の日から平成二十五年七月二十二日まで一般の縦覧に供する。

平成二十五年七月一日

山梨県知事 横 内 正 明

### 一 道路の種類 県道

### 二 路 線 名 上野原あきる野線

### 三 道路の区域

区 間	旧 新の別		敷地の幅員 (メートル)	延 長 (メートル)
	旧	新		
上野原市上野原字新井四五八二番の一地先から 上野原市上野原字新井官有無番地先まで	一一・三〇	一六・九〇	(メートル)	七二・〇
	一三・〇	一七・九		

### 山梨県告示第二百二十六号

道路法(昭和二十七年法律第八十号)第十八条第一項の規定により、次のとおり道路の区域を変更する。その関係図面は、山梨県県土整備部道路管理課及び富士・東部建設事務所(吉田支所を除く。)において、この告示の日から平成二十五年七月二十二日まで一般の縦覧に供する。

平成二十五年七月一日

山梨県知事 横 内 正 明

### 一 道路の種類 県道

### 二 路 線 名 四日市場上野原線





- 3 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
  - 4 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
- (二) 立木の伐採の限度  
次のとおりとする。

(「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を山梨県庁及び南部町役場に備え置いて縦覧に供する。)

四 保安林の指定施業要件変更の告示  
平成二十五年五月三十日農林水産省告示第七百六十七号

● 指定施業要件変更保安林の所在不分明通知  
森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十三条の三において準用する第三十三条第三項の規定による通知の相手方の所在が不分明なため、同法第八十九条の規定により、通知の内容を南部町役場に掲示したので、その要旨を次のとおり公告する。  
平成二十五年七月一日

一 指定施業要件変更保安林の所在場所及び通知の相手方  
山梨県知事 横 内 正 明

指定施業要件変更保安林の所在場所	通知の相手方
南巨摩郡南部町成島字豊ヶ峯八六	諏訪教夫
南巨摩郡南部町成島字豊ヶ峯三四〇の二	志村甲子朗

- 二 保安林として指定された目的  
土砂の流出の防備
- 三 変更後の指定施業要件
- (一) 立木の伐採の方法
- 1 次の森林については、主伐は、択伐による。  
南部町（次の図に示す部分に限る。）
  - 2 その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。
  - 3 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
  - 4 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

- (二) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種  
次のとおりとする。

(「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を山梨県庁及び南部町役場に備え置いて縦覧に供する。)

四 保安林の指定施業要件変更の告示  
平成二十五年五月三十日農林水産省告示第七百六十九号

● 指定施業要件変更保安林の所在不分明通知  
森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十三条の三において準用する第三十三条第三項の規定による通知の相手方の所在が不分明なため、同法第八十九条の規定により、通知の内容を富士川町役場に掲示したので、その要旨を次のとおり公告する。  
平成二十五年七月一日

一 指定施業要件変更保安林の所在場所及び通知の相手方  
山梨県知事 横 内 正 明

指定施業要件変更保安林の所在場所	通知の相手方
南巨摩郡富士川町畷沢字柏木立六七四八（次の図に示す部分に限る。）	望月富春
南巨摩郡富士川町駅前通二丁目字沢ノ戸三八八六、三八八七	高野義一
南巨摩郡富士川町十谷字石倉二〇九三	望月正二、望月紀子

- 二 保安林として指定された目的  
土砂の流出の防備
- 三 変更後の指定施業要件
- (一) 立木の伐採の方法
- 1 次の森林については、主伐は、択伐による。  
富士川町（次の図に示す部分に限る。）
  - 2 その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。
  - 3 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

- 4 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
- (二) 立木の伐採の限度  
次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を山梨県庁及び富士川町役場に備え置いて縦覧に供する。）

四 保安林の指定施業要件変更の告示  
平成二十五年五月三十日農林水産省告示第七百七十号

● 指定施業要件変更保安林の所在不分明通知

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十三条の三において準用する第三十三條第三項の規定による通知の相手方の所在が不分明なため、同法第百八十九條の規定により、通知の内容を富士川町役場及び南部町役場に掲示したので、その要旨を次のとおり公告する。

平成二十五年七月一日

山梨県知事 横 内 正 明

一 指定施業要件変更保安林の所在場所及び通知の相手方

指定施業要件変更保安林の所在場所	通知の相手方
南巨摩郡富士川町柳川字赤石切四三の一、四五の一、字高羽根四九の一、五〇の一	笠井孝蔵、樋口讓、依田与左工門、望月寅吉
南巨摩郡富士川町十谷字東方治向二三三二	望月正二、望月紀子
南巨摩郡富士川町柳川字赤石切三六の七二	望月三義
南巨摩郡南部町成島字廣河原四〇三八	秋山喜八郎、遠藤延孝、塩津安一
南巨摩郡南部町井出字白水山三三七四	市川元吉、市川幸作、遠藤愛助、遠藤吉澄、遠藤松太郎、太田重太、加藤猪三郎、加藤高光、加藤平次、加藤富五郎、加藤安五郎、加藤林兵衛、近藤志げ、近藤太重郎、齋藤寫作、齋藤直右工門、齋藤元

<p>二 保安林として指定された目的 水源の涵養</p> <p>三 変更後の指定施業要件 立木の伐採の方法</p> <p>(一) 立木に係る伐採種は、定めない。</p> <p>1 主伐に係る伐採種は、定めない。</p> <p>2 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。</p> <p>3 間伐に係る森林は、次のとおりとする。</p> <p>(二) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種</p>	<p>南巨摩郡南部町内船字住ヶ尾一四〇五八の二</p> <p>四條千鶴、四條安正、四條與五作</p> <p>山下亀代治</p> <p>平、齋藤彦十郎、佐野安右工門、佐野市助、佐野梅吉、佐野乙作、佐野勝三郎、佐野亀十良、佐野熊五郎、佐野元政、佐野作右工門、佐野重義、佐野茂重郎、佐野秀藏、佐野常三郎、佐野常八、佐野常平、佐野信次郎、佐野仁助、佐野新六、佐野清三郎、佐野善次郎、佐野忠義、佐野太平、佐野定七、佐野友次朗、佐野寅次郎、佐野直作、佐野弘道、佐野藤成、佐野文内、佐野平内、佐野誠興、佐野政勝、佐野正勝、佐野正憲、佐野弥輔、佐野泰藏、佐野勇助、佐野利左工門、佐野林作、佐野和作、佐野和三郎、藤巻亀吉、藤巻源一、若神子忠次、渡辺猪藏、渡辺嘉太郎、渡辺勝左工門、渡辺忠藏、渡辺多之吉</p>
南巨摩郡富士川町鳥屋字金丸一五九八	山下亀代治

次のとおりとする。  
 (「次のとおり」は、省略し、その関係書類を山梨県庁及び関係町村役場に備え置いて縦覧に供する。)

四 保安林の指定施業要件変更の告示  
 平成二十五年五月三十日農林水産省告示第七百七十九号

● 指定施業要件変更保安林の所在不分明通知  
 森林法(昭和二十六年法律第二百四十九号)第三十三条の三において準用する第三十三條第三項の規定による通知の相手方の所在が不分明なため、同法第八十九条の規定により、通知の内容を富士川町役場に掲示したので、その要旨を次のとおり公告する。  
 平成二十五年七月一日

一 指定施業要件変更保安林の所在場所及び通知の相手方  
 山梨県知事 横 内 正 明

指定施業要件変更保安林の所在場所	通知の相手方
南巨摩郡富士川町小室字向一五の二〇、一五の二二、一五の二三	深沢豊蔵
南巨摩郡富士川町小室字唐沢二二三八の四、二二三八の五	井上幸廣
南巨摩郡富士川町高下字東向三五〇九	川口敏雄
南巨摩郡富士川町高下字長久保一九二四	大森次雄
南巨摩郡富士川町高下字水喰戸二六八五	樋口伊作
南巨摩郡富士川町平林字樋窪三〇〇六	青柳津弥志

- 二 保安林として指定された目的  
 土砂の流出の防備
- 三 変更後の指定施業要件  
 (一) 立木の伐採の方法  
 1 次の森林については、主伐は、択伐による。  
 富士川町(次の図に示す部分に限る。)

- 2 その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。  
 3 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。  
 4 間伐に係る森林は、次のとおりとする。  
 (二) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種  
 次のとおりとする。

(「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を山梨県庁及び富士川町役場に備え置いて縦覧に供する。)  
 四 保安林の指定施業要件変更の告示  
 平成二十五年五月三十日農林水産省告示第七百八十一号

● 国土調査の成果の認証  
 国土調査法(昭和二十六年法律第八十号)第十九条第二項の規定により、次のとおり国土調査の成果を認証した。  
 平成二十五年七月一日

山梨県知事 横 内 正 明

- 一 調査を行った者の名称  
 甲府市
- 二 調査を行った時期  
 平成二十二年七月六日から平成二十五年三月二十八日まで
- 三 成果の名称  
 地籍図及び地籍簿
- 四 調査を行った地域  
 甲府市城東一丁目、城東二丁目、城東三丁目、城東四丁目、中央三丁目及び中央五丁目の全域
- 五 認証年月日  
 平成二十五年六月二十一日

● 甲府都市計画画道路事業の施行について  
 甲府都市計画画道路事業の施行について、都市計画法(昭和四十三年法律第百号)第六十六條の規定により、次のとおり公告する。  
 平成二十五年七月一日

山梨県知事 横 内 正 明

一 都市計画の種類及び名称

- 一 甲府都市計画道路事業三・四・三二号 新環状・緑が丘アクセス線
- 二 施行者の名称  
山梨県
- 三 事務所の所在地  
山梨県甲府市貢川二丁目一番八号 中北建設事務所  
事業地の所在
- 四 収用の部分 山梨県甲府市緑が丘一丁目及び緑が丘二丁目地内  
使用の部分 なし

## 正 誤

○ 平成二十五年三月二十九日付山梨県人事委員会規則第十号（山梨県職員の給与に関する規則の一部を改正する規則）  
九ページ上段終わりから十六行目から終わりから四行目までは次のとおりの誤り。

大学の項中  

事務局次長
五種

 を  

事務局次長
五種（都留に駐在する者に

あつては六種）  
 に改め、同部都留高等技術専門校の項を削り、同部畜産試験場の項

中 「次 長  
副場長」 を「次 長」に改め、同部酪農試験場の項中

次 長	七種（人事委員
副場長	七種（人事委員

会が認める者にあつては六種）  
 会が認める者にあつては六種）  
 を  

次 長
七種（人事委員会が認める者にあつ

つては六種）  
 に改める。

発行者 山梨県 甲府市丸の内一丁目六番一号  
印刷所 (株)サンニチ印刷 甲府市北口二丁目六番